

記者発表（発表・資料配布）				
月/日 （曜日）	担当事務所名 担当課名	TEL	発表者名 （担当係長名）	その他の 配布先
12/21 （金） 14:00	環境整備課	ダイヤルイン 078-362-3281	環境整備課長 春名 克彦 （課長補佐兼廃棄物適正 処理係長 角田 康輔）	阪神南県民局 環境課 （同時発表）

## 廃棄物の処理及び清掃に関する 法律違反に係る行政処分について

### 1 処分の概要

平成24年12月21日、下記の産業廃棄物処理業者に対して、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2の規定に基づき、業の許可を取り消す行政処分を行った。

#### (1)被処分者及び行政処分の内容

- ・住所 兵庫県神戸市東灘区住吉宮町二丁目15番16号
- ・名称 箕原造園土木有限会社 代表取締役 箕原 良雄
- ・処分の内容 産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
- ・処分年月日 平成24年12月21日

#### (2)兵庫県の許可内容

・許可の種類	産業廃棄物収集運搬業（積替え・保管を含まない）
・許可年月日	平成19年10月3日
・許可番号	第02801055298号
・許可の期限	平成24年10月2日
・取扱産業廃棄物の種類	廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、 金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、 がれき類
	以上8種類

### 2 処分の理由

法第14条第5項第2号ニに該当

（当該規定において準用する同号イにおいて準用する法第7条第5項第4号ハに該当）

被処分者は、欠格要件に該当( )していることが判明したため、取消処分を行う。

神戸簡易裁判所から刑法第204条違反（傷害罪）により被処分者は罰金20万円の刑を受け、平成24年1月20日に確定している。